

# 総合特別区域の進捗に係る事後評価 [ライフ・イノベーション分野]

平成28年度

## ふじのくに先端医療総合特区 [指定: 平成23年12月、認定: 平成24年3月]

正  
準

### I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値

$$(3.5+3.3)/2=3.4$$

3.4

#### i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	がん診断装置・診断薬の開発《定性的評価》	-	-
2	その他医療関連製品の開発	80%	4
3	医療機器生産金額(県内)	77%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$$

3.5

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

#### ■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

#### ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.3

### II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値

$$(3.3+3.4+4.6)/3=3.8$$

3.8

#### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置  
(事項)

・製品切替え時期に関する一部変更承認等における規制緩和について  
(概要)

・国との協議の結果、提案した内容については、医療機器の分野においても現行制度において対応可能との見解が省庁から示された。

専門家による評価の平均値

3.3

#### ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.4

#### iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.6

正 : 平成28年3月末までに計画が認定された地区  
準 : 平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

### III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.8

- ・全体として着実に事業が進捗しており、今後の成果達成の蓋然性も高いものと評価できる。
- ・拠点整備の充実が図られており、支援の多面的な展開を通じて、県内外のさまざまなステークホルダーの協働体制、基礎データが構築され、成果が出始めている。特に、静岡がんセンター及びファルマバレーセンターを中心に、地元中小企業や他産業に従事していた企業の参入を促すシステムが構築された点は評価できる。
- ・今後は、実用化、商品化への支援が必要である。臨床研究等で静岡県東部地域以外の医療機関、経済界の協力をあおぐなど全県的な取組をより推進していくことが、地域の経済基盤の確立のために重要なと思われる。また、地域独自の支援の継続と企業の自立、規制緩和に何を求めるかの「見える化」が求められる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.8

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(3.4+3.8+3.8 \times 2)/4=3.7$

3.7

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。